

2.3 環境保全上の指定・規制の状況

2.3.1 環境基本法に基づく環境基準

環境基準は、「環境基本法」(平成5年 法律第91号)第16条の規定に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められている。

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、表2-3-1~2に示すとおり定められている。

表2-3-1 大気汚染に係る環境基準(二酸化いおう等)

(大気の汚染に係る環境基準について 昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
最終改正 平成21年9月9日 環境省告示第33号)
(二酸化窒素に係る環境基準について 昭和53年7月11日 環境庁告示第38号
最終改正 平成8年10月25日 環境庁告示第74号)

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が 0.06ppm 以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価値が得られると認められる自動測定機による方法

注1) 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

注2) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。

注3) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

注4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 2-3-2 大気汚染に係る環境基準(有害大気汚染物質)

(ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について 平成9年2月4日 環境庁告示第4号
最終改正 平成13年4月20日 環境省告示第30号)

物 質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	

注1) 環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に適用され、カドミウム等の27項目に関して、一律に定められており、環境基準は表2-3-3に示すとおりである。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、河川、湖沼及び海域ごとに水域類型を設け、それに応じて基準を設定しており、事業実施区域及びその周囲の公共用水域における環境基準の類型指定の状況は表2-3-4及び図2-3-1に示すとおりである。

河川に関する「生活環境の保全に関する環境基準」は表2-3-5に示すとおりである。

表 2-3-3 人の健康の保護に関する環境基準

(水質汚濁に係る環境基準について 昭和46年12月28日 環境庁告示第59号
最終改正 平成28年3月30日 環境省告示第37号)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 2-3-4 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況

(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 昭和49年7月25日)

水域	範囲	該当類型	達成期間
多々良川下流	津屋堰から下流	C	直ちに達成
宇美川下流	亀山新橋から下流	C	5年以内で可及的速やかに達成
須恵川下流	南里井堰から下流	C	直ちに達成

表 2-3-5 生活環境の保全に関する環境基準

(水質汚濁に係る環境基準について 昭和46年12月28日 環境庁告示第59号
最終改正 平成28年3月30日 環境省告示第37号)

ア 生物化学的酸素要求量等

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L以上	-

【備考】1)基準値は、日間平均値とする。

2)農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 全垂鉛等

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

【備考】1)基準値は、年間平均値とする。

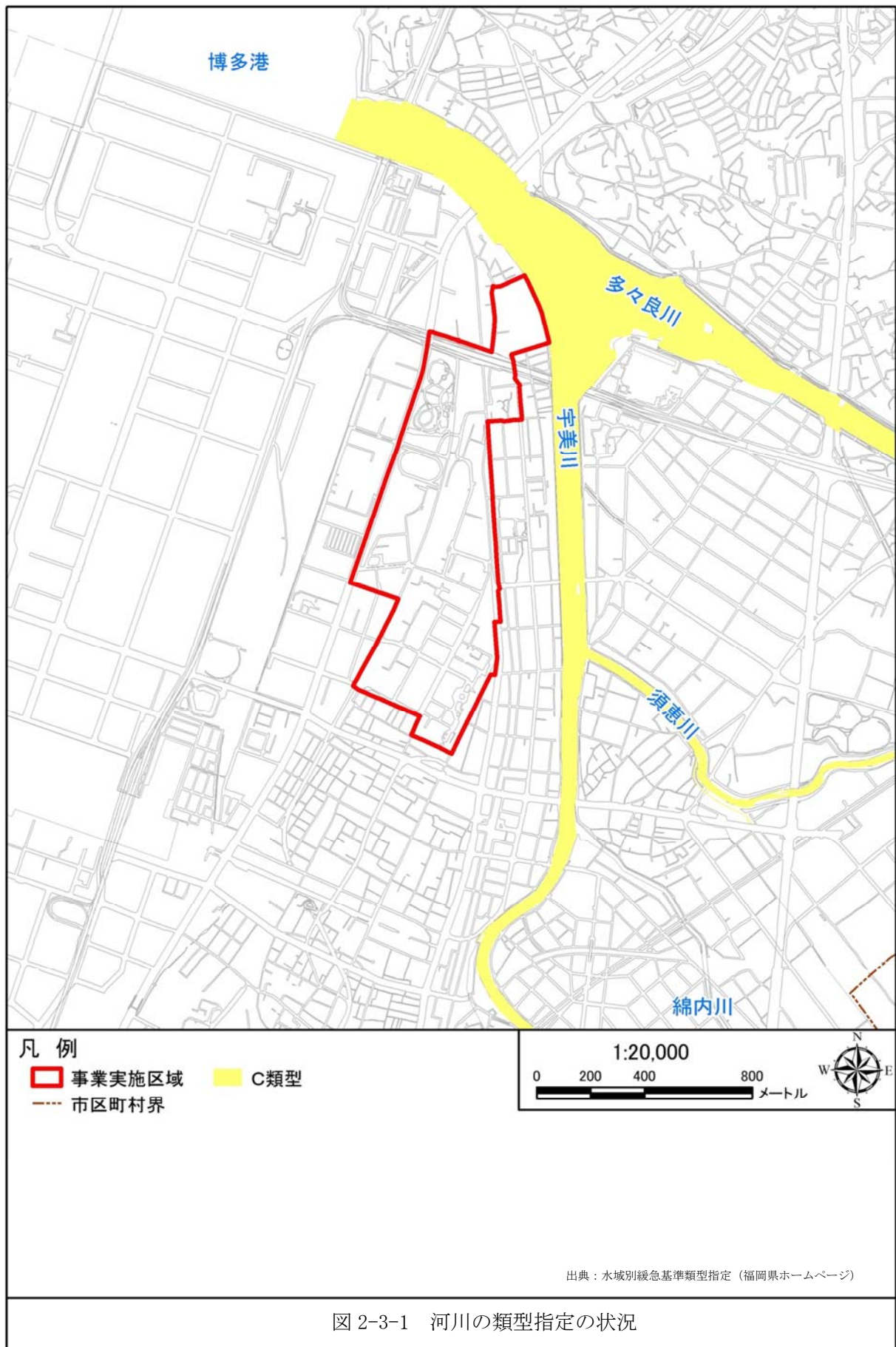


図 2-3-1 河川の類型指定の状況

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 2-3-6 に示すとおりである。

表 2-3-6 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(地下水の水質汚濁に係る環境基準について 平成9年3月13日 環境庁告示第10号
最終改正 平成26年11月17日 環境省告示第127号)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

注3) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(4) 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、カドミウム等 27 項目について定められており、表 2-3-7 に示すとおりである。

表 2-3-7 土壌の汚染に係る環境基準

(土壌の汚染に係る環境基準について 平成3年8月23日 環境庁告示第46号
最終改正 平成26年3月20日 環境省告示第44号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること

注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

注3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(5) 騒音に係る環境基準

1) 一般地域の騒音

騒音に係る環境基準は、表 2-3-8 示すとおりである。また、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 環境庁告示第 64 号)に基づく、事業実施区域及びその周囲の騒音に係る環境基準の類型指定状況は図 2-3-2 に示すとおり、A 類型、B 類型、C 類型である。

表 2-3-8 騒音に係る環境基準

(騒音に係る環境基準について 平成10年9月30日 環境庁告示第64号
最終改正 平成24年3月30日 環境省告示第54号)
(地域の類型のあてはめ:平成24年4月1日 福岡市告示第113号)

<道路に面する地域以外の地域>

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

注1) AAを当てはめる地域は、療養施設・社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注2) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注3) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注4) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

注5) 地域の類型の当てはめは、平成24年4月1日 福岡市告示第113号に基づいて以下とする。

AA : 該当無し。

A : 騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定する地域(以下、「指定地域」という。)のうち、同法第4条第1項の規定に基づき定める時間及び区域の区分毎の規制基準(以下、「規制基準」という。)により第1種区域に区分された地域

B : 指定地域のうち、規制基準により第2種区域に区分された地域

C : 指定地域のうち、規制基準により第3種区域及び第4種区域に区分された地域

除外:工業専用地域、臨港地区、福岡空港

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

<道路に面する地域>

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

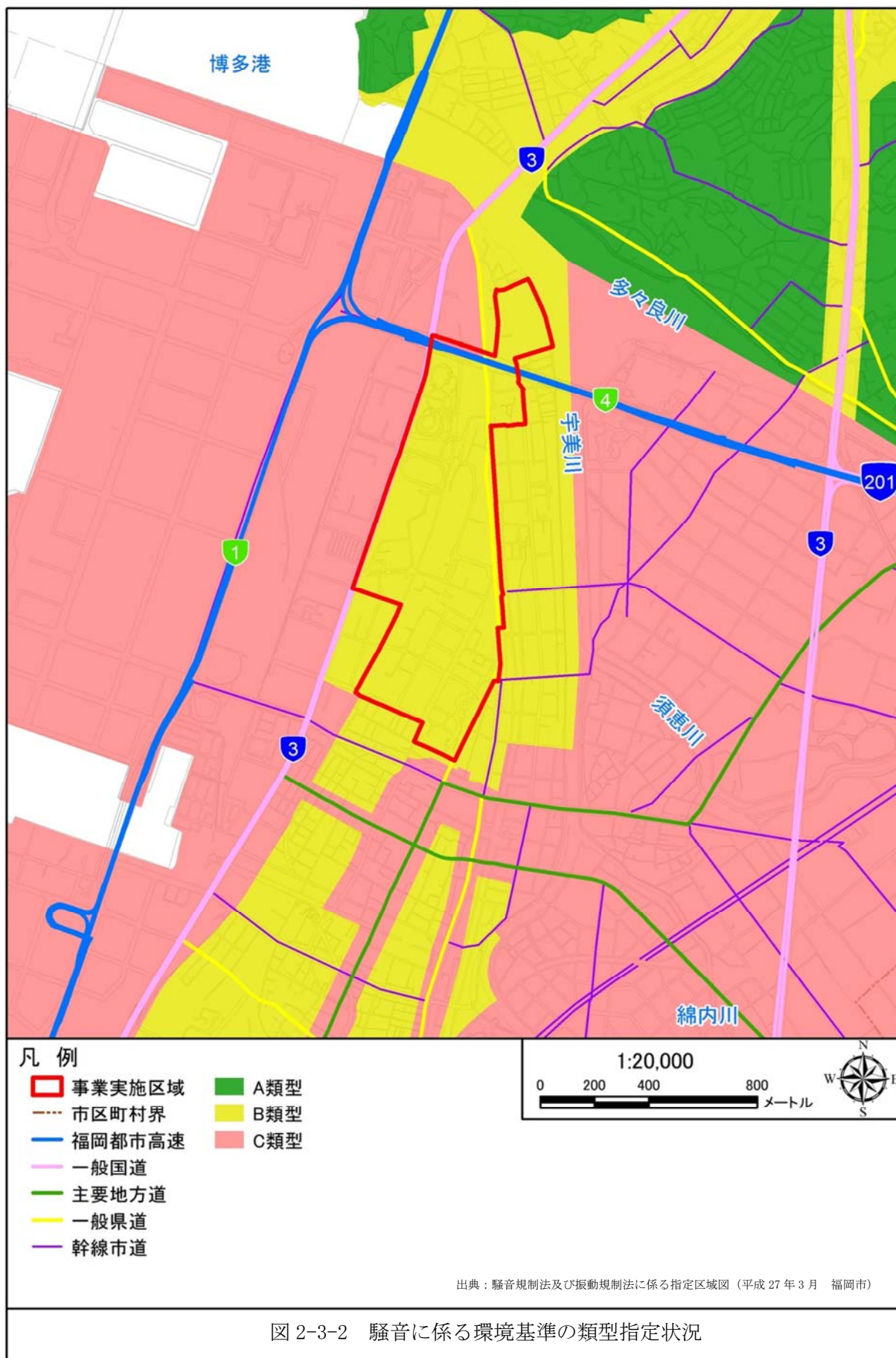
備考)車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

<幹線交通を担う道路に隣接する空間>

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
70デシベル以下	65デシベル以下

備考)個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。



2) 航空機騒音

航空機騒音に係る環境基準は、表 2-3-9 示すとおりである。また、「航空機騒音に係る環境基準」(昭和 48 年 環境庁告示第 154 号)に基づく、事業実施区域及びその周囲の航空機騒音に係る環境基準の類型指定状況は図 2-3-3 に示すとおり、類型 II である。

なお、航空機騒音に係る環境基準は、環境省より平成 19 年 12 月 17 日付けで一部改正が告示されている。改正前の環境基準を表 2-3-10 に示す。

表 2-3-9 航空機騒音に係る環境基準

(航空機騒音に係る環境基準について 昭和48年12月27日 環境庁告示第154号
最終改正 平成19年12月17日 環境省告示第114号)

(区域の区分:平成4年4月6日福岡県告示第672号 改正 平成25年福岡県告示第571号)

地域の類型	基準値(単位 L_{den})	該当地区
I	57デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
II	62デシベル以下	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

備考)1 日の平均離着陸回数が10 回以下の飛行場についても適用対象とする。

注)地域の類型の当てはめは、平成4年4月6日 福岡県告示第672号、最終改正 平成25年福岡県告示第571号に基づいて以下とする。福岡空港関係は、福岡市(東区、博多区、中央区、南区)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町のうち、

I : 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

II : 類型 I を当てはめた地域以外の地域。ただし、工業専用地域、市街化調整区域にある森林地域(国土利用計画法)、河川区域(河川法)、海上、湖沼及び福岡空港敷地は除く。

表 2-3-10 航空機騒音に係る環境基準 (改正前)

(航空機騒音に係る環境基準について 昭和48年12月27日 環境庁告示第154号
最終改正 平成12年12月14日 環境省告示第78号)

地域の類型	基準値(単位 WECPNL)	該当地区
I	70以下	専ら住居の用に供される地域
II	75以下	I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域



図 2-3-3 航空機騒音に係る環境基準の類型指定状況

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準は、全国一律に設定されており、表 2-3-11 に示す。

表 2-3-11 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準

（ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準
平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号 最終改正：平成 21 年 3 月 31 日 環境省告示第 11 号）

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下（年平均値）
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下（年平均値）
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考) 1.大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2.水質汚濁（水質の底質汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3.水質の底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4.土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

2.3.2 大気汚染に係る規制

(1) 施設の設置等に関する規制

「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号 最終改正 平成27年6月19日法律第41号)では、同法で規定するばい煙発生施設及び粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設を設置しようとする場合に届出義務を課すほか、ばい煙の排出基準及び粉じん発生施設の構造、使用、管理に関する基準、揮発性有機化合物排出施設、水銀大気排出施設の排出基準が定められている。

また、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」(平成14年12月福岡県条例第79号)では、「大気汚染防止法」の規模要件に該当しない小規模の施設についても、同条例で規定するばい煙に係る特定施設として設置する場合に届出が義務づけられ、排出基準が定められている。

事業実施区域及びその周囲において、大気汚染防止法及び条例で規制されている物質及びその規制基準の概要(平成26年施行)を表2-3-12(1)に示す。

ばい煙発生施設又は特定物質(アンモニア等28物質)を発生する施設を設置しているものに対して、事故が発生した場合の応急措置及び復旧義務が課せられている。

表 2-3-12(1) 規制対象物質及びその規制基準の概要

規制物質	規制基準	法令	備考	
硫黄酸化物	排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(排出量)を設定。 $q=K \times 10^{-3} \times He^2$ K値:福岡市 8.76 その他の市町 17.5	大気汚染防止法施行規則第3条	汚染地域に厳しくするため地域ごとに基準値を定めている。	
ばいじん	0.04~0.5g/Nm ³ (一般排出基準)	同第4条	施設の種類及び規模ごとに基準値を定めている。	
有害物質	カドミウム及びその化合物	1.0mg/Nm ³	同第5条	施設を指定している。
	塩素	30mg/Nm ³	同第5条	施設を指定している。
	塩化水素	80mg/Nm ³ (700mg/Nm ³)	同第5条	施設を指定している。()内は廃棄物焼却施設のみ。
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	1.0~20mg/Nm ³	同第5条	施設によって4種の基準がある。
	鉛及びその化合物	10~30mg/Nm ³	同第5条	施設を指定している。
	窒素化合物	新設:60~400ppm 既設:130~600ppm	同第5条	施設を指定している。

出典:「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月22日厚・通令第1号 最終改正 平成26年環令第15号)

「大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について」(平成28年9月26日、環水大大発第1609264号 環境省水・大気局長通達)によると、表3-1-12(2)に示す、水銀に関する水俣条約の円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法等について、水銀排出施設に係る届出制度の創設や、水銀排出施設から水銀等を大気中に放出する者(水銀排出者)への排出基準の遵守義務づけ等の改正が行われている。

なお、施行期日は平成30年4月1日(水俣条約の発効がこれ以降となる場合は、条約発行日)である。

表2-3-12(2) 水俣条約と大気汚染防止法の水銀排出施設及びその排出基準の概要

水俣条約の対象施設	大気汚染防止法の水銀排出施設		施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準 ^(注1) ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
				新規施設	既存施設 ^(注2)
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼 ボイラー	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー		● 伝熱面積10m ² 以上 ● 燃焼能力 ^(注3) 50L/時以上	8	10
	小型石炭混焼ボイラー ^(注4)			10	15
非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び工業金)製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	一次施設	銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、及び煅焼炉/金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉: ● 原料処理能力1t/時以上	15	30
		鉛又は亜鉛	金属の精製の用に供する溶解炉(こしき炉を除く。): ● 火格子面積1m ² 以上 ● 羽口面断面積0.5m ² 以上 ● 燃焼能力 ^(注3) 50L/時以上 ● 変圧器定格容量200kVA以上	30	50
	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉: ● 原料処理能力0.5t/時以上 ● 火格子面積0.5m ² 以上 ● 羽口面断面積0.2m ² 以上 ● 燃焼能力 ^(注3) 20L/時以上	100	400
		工業金	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉: ● 燃焼能力 ^(注3) 10L/時以上 ● 変圧器定格容量40kVA以上	30	50
			亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉: ● 原料処理能力0.5t/時以上		
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)		● 火格子面積2m ² 以上 ● 焼却能力200kg/時以上	30	50
	水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物 ^(注5) 又は水銀含有再生資源 ^(注6) を取り扱う施設(加熱工程を含む施設に限る。)(施設規模による掘切りはなし。)	50	100
セメントクリンカーの製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉		● 火格子面積1m ² 以上 ● 燃焼能力 ^(注3) 50L/時以上 ● 変圧器の定格容量200kVA以上	50	80 ^(注7)

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大規模な改修(施設規模が5割以上増加する構造変更)をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。
(注2) 施行日において既に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む)。
(注3) パーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの
(注4) パーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算10万L/時未満のもの
(注5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。
(注6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。
(注7) 原料とする石灰石1kg中の水銀含有量が0.05mg以上であるものについては、140 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ です。

出典:改正大気汚染防止法(水銀大気排出規制)説明会資料(環境省ホームページ)

(2) 自動車排出ガスの規制

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」(平成4年6月3日法律第70号 最終改正 平成23年8月30日法律第105号)において規定される、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に福岡市は指定されていない。

2.3.3 水質汚濁に係る規制

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号 最終改正 平成28年5月20日法律第47号)では、特定施設を設置し公共水域に排水を排水する工場・事業所に対して、表2-3-13に示す排水基準が適用される。

表2-3-14に示すとおり、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和48年3月31日福岡県条例第8号 最終改正 平成24年6月1日福岡県条例第79号)においても規制対象工場・事業所の追加及び排水基準の強化(上乘せ排水基準)が定められている。

また、福岡市は「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年10月2日法律第110号 最終改正 平成27年10月2日法律第78号)の対象区域ではない。

なお、工場から公共下水道に排出される排水について、「下水道法」(昭和33年4月24日法律第79号 最終改正 平成27年5月20日法律第22号)及び「福岡市下水道条例」(昭和37年8月27日条例第44号)により表2-3-15に示す下水排除基準が定められている。

表2-3-13(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質による排水の汚染状態)

(排水基準を定める省令 昭和46年6月21日 総理府令第35号
最終改正 平成28年6月16日 環境省令第15号)

項目	許容限度	項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L	チウラム	0.06mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L	シマジン	0.03mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L	チオベンカルブ	0.2mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1mg/L
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg/L	セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	ほう素及びその化合物	ほう素 10(230)mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	ふっ素及びその化合物	8(15)mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L		

注) ()内は海域に排出されるものの基準

表 2-3-13(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の排出水の汚染状態）

（排水基準を定める省令 昭和46年6月21日 総理府令第35号
最終改正 平成28年6月16日 環境省令第15号）

項 目		許容限度
水素イオン濃度(pH)	海域に排出されるもの以外	5.8～8.6
	海域に排出されるもの	5.0～9.0
生物化学的酸素要求量(BOD) [海域・湖沼に排出されるもの以外]	日間平均	120 mg/L
	最大	160 mg/L
化学的酸素要求量(COD) [海域・湖沼に排出されるもの]	日間平均	120 mg/L
	最大	160 mg/L
浮遊物質質量(SS)	日間平均	150 mg/L
	最大	200 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5 mg/L
	動植物油脂類含有量	30 mg/L
フェノール類含有量		5 mg/L
銅含有量		3 mg/L
亜鉛含有量		2 mg/L
溶解性鉄含有量		10 mg/L
溶解性マンガン含有量		10 mg/L
クロム含有量		2 mg/L
大腸菌群数	日間平均	3,000 個/cm ³
窒素含有量	日間平均	60 mg/L
	最大	120 mg/L
燐含有量	日間平均	8 mg/L
	最大	16 mg/L

注) 生活環境の保全に関する項目については、1日当たりの平均的な排水量が50m³以上である工場又は事業場の排水について適用する。

表 2-3-14 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準
(那珂川、御笠川及び河口海域を除く博多湾水域)

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和 48 年 3 月 31 日福岡県条例第 8 号)

事業場	業種 (施設)	項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)									適用の日		
		生物化学的酸素要求量(BOD)		化学的酸素要求量(COD)		浮遊物質質量(SS)		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(n-Hex)		フェノール類含有量(mg/L)			
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	最大	最大				
										動植物油脂類含有量		鉱油類含有量	
二 那珂川、御笠川及び河口海域を除く博多湾水域に排出水を排出する特定事業場	下水道整備地域に所在するもの 下水道整備地域以外の地域に所在するもの	全業種	20	30	20	30	70	100					
		畜産食品製造業、水産食品製造業、飲料製造業、セメント製品製造業	90	120	90	120	120	150	20				
			と畜業	60	80	60	80	70	100				
		し尿処理施設	処理対象人員 2001 人以上	30	45			7	100				
			処理対象人員 2001 人以下	60	80			90	120				
			その他のし尿処理施設	30	45			70	100				
		下水道終末処理施設	20	30			70	100					
		その他の施設	90	120	90	120	120	150				平成 2 年 4 月 1 日から	
		新規事業場(昭和48年8月2日以後に特定事業場となった事業場)	し尿処理施設	30	45			70	100				
			下水道終末処理施設	30	45			90	120				
			追加指定施設	90	120	90	120	120	150				平成 2 年 4 月 1 日から
			その他の施設	排水量 2,000m ³ /日以上	20	30	20	30	25	30	2	2	1
				排水量 500~2,000m ³ /日以上	40	50	40	50	50	70	10	2	1
		排水量 500m ³ /日未満		60	80	60	80	70	100	15	2	1	

備考
1. この表に掲げる区域は、昭和 63 年 12 月 1 日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。
2. 「特定施設」とは水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設又は指定地域特定施設をいい、「特定事業場」とは特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
3. 日間平均は、日間平均値による許容限度で 1 日の排出水の平均的な汚水状態について定めたものである。
4. この表に掲げる上乗せ排水基準は、通常の排水量が 50m³/日以上である特定事業場に係る排出水について適用する。
5. BOD に係る上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水及びし尿処理施設、指定地域特定施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水に限って適用し、COD に係る上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水(し尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水を除く。)に限って適用する。
(一の項にかかる上乗せ排水基準については備考 5 の規定を除く。)
6. 「下水道整備地域」とは、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。
7. 「下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準の適用については、次のとおりとする。
(1)下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準は、一の特定事業場がそれ以外の地域に所在するとした場合における上乗せ排水基準に比べ、厳しい場合に限って適用する。
(2)下水道整備地域に所在しなかった特定事業場が下水道整備地域に所在することとなった場合には、当該地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後 1 年を経過した日から適用する。
8. 施行令別表第一第 72 号のし尿処理施設のみを設置する特定事業場において、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
9. 一の特定事業場が二以上の業種(施設)に該当する場合における上乗せ排水基準の適用は、次のとおりとする。
(1)施行令別表第一第 66 号の 2、第 66 号の 5 から第 68 号の 7 まで、第 68 号の 2 又は第 71 号の 2 に掲げる施設を設置する特定事業場(製造業に係る特定事業場を除く。)が施行令別表第一第 72 号に掲げるし尿処理施設を設置する場合は平成 3 年 8 月 1 日以後に指定地域特定施設を設置する場合は、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。
(2)1)以外の特定事業場においては、当該事業場の主たる業種(製造業に係る特定事業場)については工業出荷額の数値が最大のものをいう。)に係る特定施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。ただし、既設事業場において、既設事業場に係る施設以外の施設が特定施設として設置され、又は追加指定施設となった場合には、既設事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。
10. 一の項において「既設事業場」とは、昭和 49 年改正政令による改正前の施行令別表第 1 に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和 48 年 4 月 1 日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
11. 一の項において「既設事業場」とは、昭和 49 年改正政令による改正前の施行令別表 1 に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和 49 年 8 月 1 日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
12. 「追加指定施設」とは、次に掲げる特定施設ごとに、それぞれ基準日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたものをいう。
施行令別表第一の番号 基準日
66-2-71-2 S49.12.1
64-2-69-2 S51.6.1
68-2-73-1 S54.5.10
19-2-18-3-21-2-21-3-21-4 S57.1.1
23-2-51-2-51-3-63-2-70-2
71-4
69-3 S57.7.1
66-3-66-4-66-5-66-6-67-7 S63.10.1
71-5-71-6 H3.10.1
63-3 H13.7.1
13. 「合併処理を行うもの」及び「単独処理を行うもの」は、廃止前の建設省告示に定めるところによる。
14. 本表では、一の「那珂川、御笠川及び河口海域」に排出水を排出する特定事業場を省略している。

表 2-3-15(1) 下水排除基準

対象物質又は項目	単位	特定事業場		その他の事業場	
		日平均排水量 50m ³ /日以上	日平均排水量 50m ³ /日未満	日平均排水量 50m ³ /日以上	日平均排水量 50m ³ /日未満
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
シアン化合物	mg/L	1	1	1	1
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5
砒素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されない こと	検出されない こと	検出されない こと	検出されない こと
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L	230 (10)	230 (10)	230 (10)	230 (10)
ふっ素及びその化合物	mg/L	15 (8)	15 (8)	15 (8)	15 (8)
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.003
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	10	10	10
トリクロロエチレン	mg/L	0.3	0.3	0.3	0.3
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5
有機燐化合物	mg/L	1	1	1	1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2
フェノール類	mg/L	5	-	5	-
銅及びその化合物	mg/L	3	3	3	3
亜鉛及びその化合物	mg/L	2	2	2	2
鉄及びその化合物 (溶解性)	mg/L	10	-	10	-
マンガン及びその化合物 (溶解性)	mg/L	10	-	10	-
クロム及びその化合物	mg/L	2	2	2	2
水素イオン濃度 (pH)	-	5~9	5~11	5~9	5~11
生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	600	-	600	-
浮遊物質 (SS)	mg/L	600	-	600	-
ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量	(鉱油類) mg/L	5	20	5	20
	(動植物油脂類) mg/L	60	-	60	-
温度	℃	45	-	45	-
よう素消費量	mg/L	220	220	220	220

注)ほう素、ふっ素の()は処理区域によって基準が異なる。また、暫定除去基準適用業種一覧を次表に示す。
出典:下水排除基準一覧表(福岡市ホームページ)

表 2-3-15(2) 下水排除基準のうち特定事業場に係るほう素、ふっ素の暫定除去基準
適用業種一覧（平成 28 年 7 月 1 日～平成 31 年 6 月 30 日）

有害物質の種類	業種その他の区分	暫定基準 (mg/L)
ほう素及び その化合物	電気めつき業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	30
	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	40
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	40
	貴金属製造・再生業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	40
	下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。))を利用するものに限る。))に属する特定事業場(下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。))から排出される水を受け入れており、かつ海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	50
	金属鋳業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	100
	うわ薬製造業(うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	140
	旅館業(温泉を利用するものに限る。)	500
ふっ素及び その化合物	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	12
	うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	12
	電気めつき業(1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15
	旅館業(水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。))の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15
	旅館業(温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ))を除く。以下、この欄において同じ。))を利用するものであって1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30
	電気めつき業(1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。)	40
	旅館業(温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。))を利用するものであって、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50
備考 この表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場が同時に他の業種その他の区分に属する場合で異なる基準が定められているときは、当該工場又は事業場については、それらの基準のうち最大のものを適用する。		

なお、特定施設番号74いわゆる共同処理場に該当する施設を有する事業場は、その処理する水を排出する特定事業場の属する業種その他の区分に属するものとみなして、暫定排水基準が適用されます。

出典：下水排除基準一覧表(福岡市ホームページ)

2.3.4 騒音に係る規制

「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号 最終改正 平成26年6月18日法律第72号)に基づき、騒音を防止する必要があると指定された地域内における工場・事業所の事業活動に伴う騒音、並びに建設工事に伴う騒音について規制が定められている。また、自動車騒音は措置を要請する限度が定められている。

(1) 特定工場等の騒音に係る規制基準

「騒音規制法」の規定に基づく特定工場等(政令で定める特定施設〔金属加工機械等11種類〕を設置する工場又は事業所)において発生する騒音の規制基準を表2-3-16に示す。

また、事業実施区域及びその周囲における騒音規制地域の指定状況を図2-3-4に示す。

表 2-3-16 特定工場等の騒音に係る規制基準

(特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準 昭和43年11月27日厚・農・通・運告第1号 最終改正 平成18年9月29日環告第132号)
(区域の区分 平成9年3月31日 福岡市告示第74号 最終改正 平成27年福岡市告示第113号)

区域の区分	時間の区分	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域		50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
第2種区域		60デシベル以下	50デシベル以下	50デシベル以下
第3種区域		65デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下
第4種区域		70デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下

注1)時間の区分は以下のとおりである。

昼間 午前8時から午後7時まで

朝 午前6時から午前8時まで

夕 午後7時から午後11時まで

夜間 午後11時から翌日の午前6時まで

注2)第1種、第2種、第3種及び第4種区域とは次に掲げる区域である。

第1種区域とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域とは、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第3種区域とは、住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、

騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域とは、主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の

発生を防止する必要がある区域

注3)騒音規制法に規定する特定施設は以下のとおりである。

- ・金属加工機械：圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの)、製管機械、ペンディングマシン(ロール式で、原動機の定格出力が3.75kw以上のもの)、液圧プレス(矯正プレスを除く)、機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの)、せん断機(原動機の定格出力が3.75kw以上のもの)、鍛造機、ワイヤーフォーミングマシン、プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く)、タンブラー、切断機(いしを用いるもの)
- ・空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kw以上のもの)
- ・土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw以上のもの)
- ・織機(原動機を用いるもの)
- ・建設用資材製造機械：コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上のもの)、アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のもの)
- ・穀物用製粉機(ロール式で、原動機の定格出力が7.5kw以上のもの)
- ・木材加工機械：ドラムバーカー、チップパー(原動機の定格出力が2.25kw以上のもの)、砕木機、帯のこ盤(製材用：原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用：原動機の定格出力が2.25kw以上のもの)、丸のこ盤(製材用：原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用：原動機の定格出力が2.25kw以上のもの)、かんな盤(原動機の定格出力が2.25kw以上のもの)
- ・抄紙機
- ・印刷機械(原動機を用いるもの)
- ・合成樹脂用射出成形機
- ・鑄造型機(ジヨルト式のもの)

注4)区域の区分について、平成9年3月31日 福岡市告示第74号 最終改正 平成27年福岡市告示第113号に基づき以下とする。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

第2種区域：主として第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(容積率200%)、市街化調整区域

第3種区域：主として近隣商業地域(容積率300%)、商業地域、準工業地域

第4種区域：主として工業地域、工業専用地域

除外地域：福岡空港

(2) 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

「騒音規制法」の規定に基づく、指定地域内における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 2-3-17 に示す。

また、事業実施区域及びその周囲における騒音規制地域の指定状況を図 2-3-4 に示す。

表 2-3-17 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準
 (特定建設作業に伴って発生する騒音に関する基準 昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号 最終改正 平成12年環告第16号)
 (区域の区分 昭和61年4月1日 福岡市告示第74号 最終改正 平成27年福岡市告示第114号)

規制種別	区域の区分	基準
敷地境界における騒音の大きさ	第1号区域	85デシベル以下
	第2号区域	
作業ができる時間	第1号区域	午前7時から午後7時
	第2号区域	午前6時から午後10時
1日における延作業時間	第1号区域	10時間以内
	第2号区域	14時間以内
同一場所における作業期間	第1号区域	連続6日以内
	第2号区域	
日曜・休日における作業	第1号区域、第2号区域	禁止

注1) 特定建設作業とは、次に掲げる作業である。

- ・くい打機(もんけんを除く。)/くい抜機又はくい打ちくい抜機(圧入式くい打ちくい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業は除く。)
- ・びょう打機を使用する作業
- ・さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- ・空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の出力が15kw以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- ・コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45㎡以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg上のものに限る。)を設けて行なう作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。)
- ・バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。)を使用する作業
- ・トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。)を使用する作業
- ・ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。)を使用する作業

注2) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値

注3) 基準値を超える大きさの騒音を発生する場合に勧告又は命令を行うにあたり、1日における作業時間を「1日における延作業時間」欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮することができる。

注4) 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

注5) 区域の区分は、昭和61年4月1日 福岡市告示第74号 最終改正 平成27年福岡市告示第114号に基づいて以下とする。

第1号区域は、騒音規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域

第1種区域、第2種区域、第3種区域の全域。第4種区域のうち学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域

なお、第1種及び第2種区域は、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に示す内容と同様である。

第2号区域は、指定地域のうち、第1号区域以外の区域

(3) 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」では、指定地域内において定められた方法で測定を行った自動車騒音が表 2-3-18 に示す限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときには、市町村長は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置（交通規制）を執るべきことを要請するものとし、また必要と認められるときは道路管理者又は管理行政機関の長に道路部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関して意見を述べることができると定められている。

また、事業実施区域及びその周囲における騒音規制区域の指定状況を図 2-3-4 に示す。

表 2-3-18 自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））

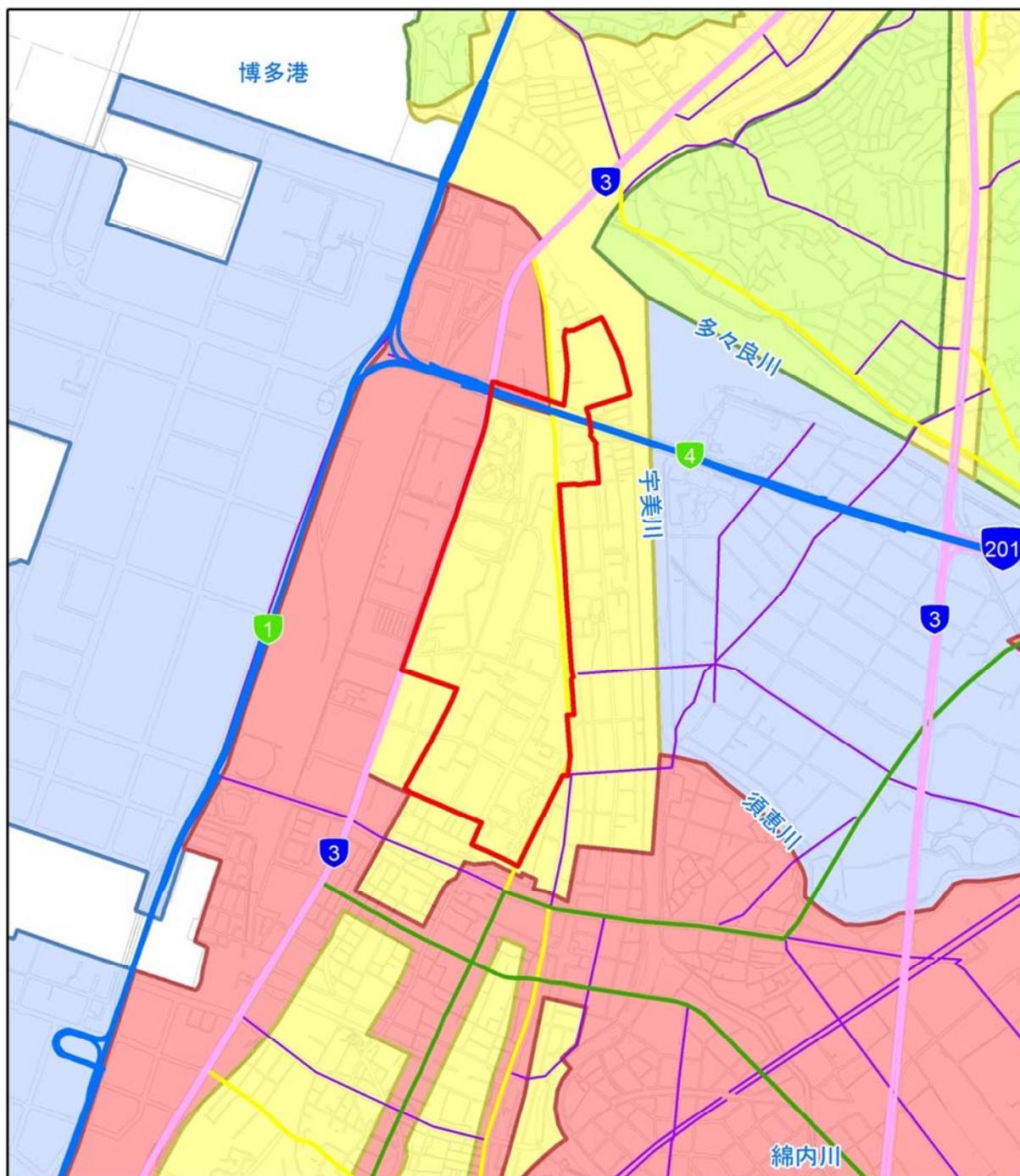
（騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
平成12年3月2日 総理府令第15号 最終改正 平成23年11月30日 環境省令第32号）
（区域の区分 平成12年3月30日 福岡市告示第86号 最終改正 平成27年福岡市告示第115号）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時まで)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

注1) 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は、上表にかかわらず、昼間75デシベル、夜間70デシベルとする。

注2) a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(指定都市の長)が定めた区域をいう。
a区域: 専ら住居の用に供される区域
b区域: 主として住居の用に供される区域
c区域: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

注3) 区域の区分は、平成12年3月30日 福岡市告示第86号 最終改正 平成27年福岡市告示第115号に基づいて、「特定工場等の騒音の規制基準」の規制区域の区分のうち、以下の区分とする。
a区域: 第1種区域
b区域: 第2種区域
c区域: 第3種、第4種区域



凡例

- 事業実施区域
- 福岡都市高速
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 幹線市道



凡例	特定工場等	特定建設作業	要請限度
	第1種区域	第1号区域	a区域
	第2種区域		b区域
	第3種区域	第2号区域	c区域
	第4種区域		

注) 学校等の周囲80m以内の区域は第1号区域

出典：騒音規制法及び振動規制法に係る指定区域図（平成 27 年 3 月 福岡市）

図 2-3-4 騒音規制区域図

2.3.5 振動に係る規制

「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号 最終改正 平成26年6月18日法律第72号)に基づき、振動を防止する必要があると指定された地域内における工場・事業所の事業活動に伴う振動、並びに建設工事に伴う振動について規制が定められている。また、道路交通振動は措置を要請する限度が定められている。

(1) 特定工場等の振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく特定工場等(政令で定める特定施設[金属加工機械等10種類]を設置する工場又は事業所)において発生する振動の規制基準を表2-3-19に示す。

また、事業実施区域及びその周囲における振動規制地域の指定状況を図2-3-5に示す。

表2-3-19 特定工場等の振動に係る規制基準

(特定工場等において発生する振動の規制に関する基準 昭和51年11月10日環告第90号 最終改正 平成12年3月28日環告第18号)
(区域の区分 平成9年3月31日 福岡市告示第77号 最終改正 平成24年福岡市告示第169号)

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
第1種区域		60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域		65デシベル以下	60デシベル以下

注1)時間の区分は以下のとおりである。

昼間 午前8時から午後7時まで
夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

注2)第1種、第2種区域とは次に掲げる区域である。

第1種区域:良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域:住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注3)振動規制法に規定する特定施設は以下のとおりである。

- ・金属加工機械:液圧プレス(矯正プレスを除く。)、機械プレス、せん断機(原動機の定格出力が1原動機の定格出力が1kw以上のもの。)、鍛造機、ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kw以上のもの。)
- ・圧縮機(原動機の定格出力が7.5kw以上のもの。)
- ・土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw以上のもの。)
- ・織機(原動機を用いるもの。)
- ・コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力合計が2.95kw以上のもの。))並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの。)
- ・木材加工機械:ドラムバーカー、チップパー(原動機の定格出力が2.2kw以上のもの。)
- ・印刷機械(原動機の定格出力が2.2kw以上のもの。)
- ・ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のもの。)
- ・合成樹脂用射出成形機
- ・鑄造型機(ジヨルト式のもの。)

注4)区域の区分について、平成9年3月31日 福岡市告示第77号 最終改正 平成24年福岡市告示第169号に基づき以下とする。

第1種区域:主として、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(容積率200%)、市街化調整区域、都市計画区域外
第2種区域:主として、近隣商業地域(容積率300%)、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
除外する区域:福岡空港、工業専用地域及び臨港地区の一部

(2) 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく、指定地域内における特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準を表 2-3-20 に示す。

また、事業実施区域及びその周囲における振動規制地域の指定状況を図 2-3-5 に示す。

表 2-3-20 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

(振動規制法施行規則 昭和51年11月10日総令第58号 最終改正 平成27年環令第19号)
(区域の区分 平成9年3月31日 福岡市告示第78号 最終改正 平成22年福岡市告示第23号)

規制種別	区域の区分	基準
敷地境界における振動の大きさ	第1号区域	75デシベル以下
作業ができる時間	第1号区域	午前7時から午後7時
1日における延作業時間	第1号区域	10時間以内
同一場所における作業期間	第1号区域	連続6日以内
日曜・休日における作業	第1号区域	禁止

注1) 特定建設作業とは、次に掲げる作業である。

- ・くい打機(もんけん及び圧入式くい打ち機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打機(圧入式くい打機を除く。)を使用する作業
- ・銅球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- ・舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- ・ブレーカー(手持式ものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)

注2) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値

注3) 基準値を超える大きさの振動が発生する場合に催告又は命令を行うにあたり、1日における作業時間を「1日あたりの作業時間」欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

注4) 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

注5) 第1号区域は、振動規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域

第1種区域、第2種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域

第1種区域、第2種区域のうち学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域

第2号区域は、指定地域のうち、第1号区域以外の区域

なお、第1種及び第2種区域は、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に示す内容と同様である。

注6) 区域の区分は、平成9年3月31日 福岡市告示第78号 最終改正 平成22年福岡市告示第23号に基づいて、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に示す特定工場等の振動の規制基準に係る指定地域全域が第1号区域で、第2号区域は福岡市にはない。

(3) 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」では、指定地域内における道路交通振動が表 2-3-21 に示す限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときには、市町村長は道路管理者に対し、当該道路の道路部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置（交通規制）を執るべきことを要請するものと定められている。

また、事業実施区域及びその周囲における振動規制区域の指定状況を図 2-3-5 に示す。

表 2-3-21 道路交通振動の要請限度（振動レベル（ L_{10} ））

（振動規制法施行規則 昭和51年11月10日総令第58号 最終改正 平成23年環令第32号）
（区域の区分 昭和61年4月1日 福岡市告示第79号 最終改正 平成24年福岡市告示第170号）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (午前8時から 午後7時まで)	夜間 (午後7時から 翌日の午前8時まで)
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注1) 第1種及び第2種区域とは次に掲げる区域をいう。

第1種区域:主として、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(容積率200%)、市街化調整区域、都市計画区域外

第2種区域:近隣商業地域(容積率300%)、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

注2) 区域の区分は、昭和61年4月1日 福岡市告示第79号 最終改正 平成24年福岡市告示第170号に基づいて、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に示す特定工場等の振動の規制基準の区域の区分による。

注3) 時間の区分は、昭和61年4月1日 福岡市告示第79号 最終改正 平成元年12月21日福岡市告示第261号に基づいて、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に示す特定工場等の振動の規制基準の時間の区分による。

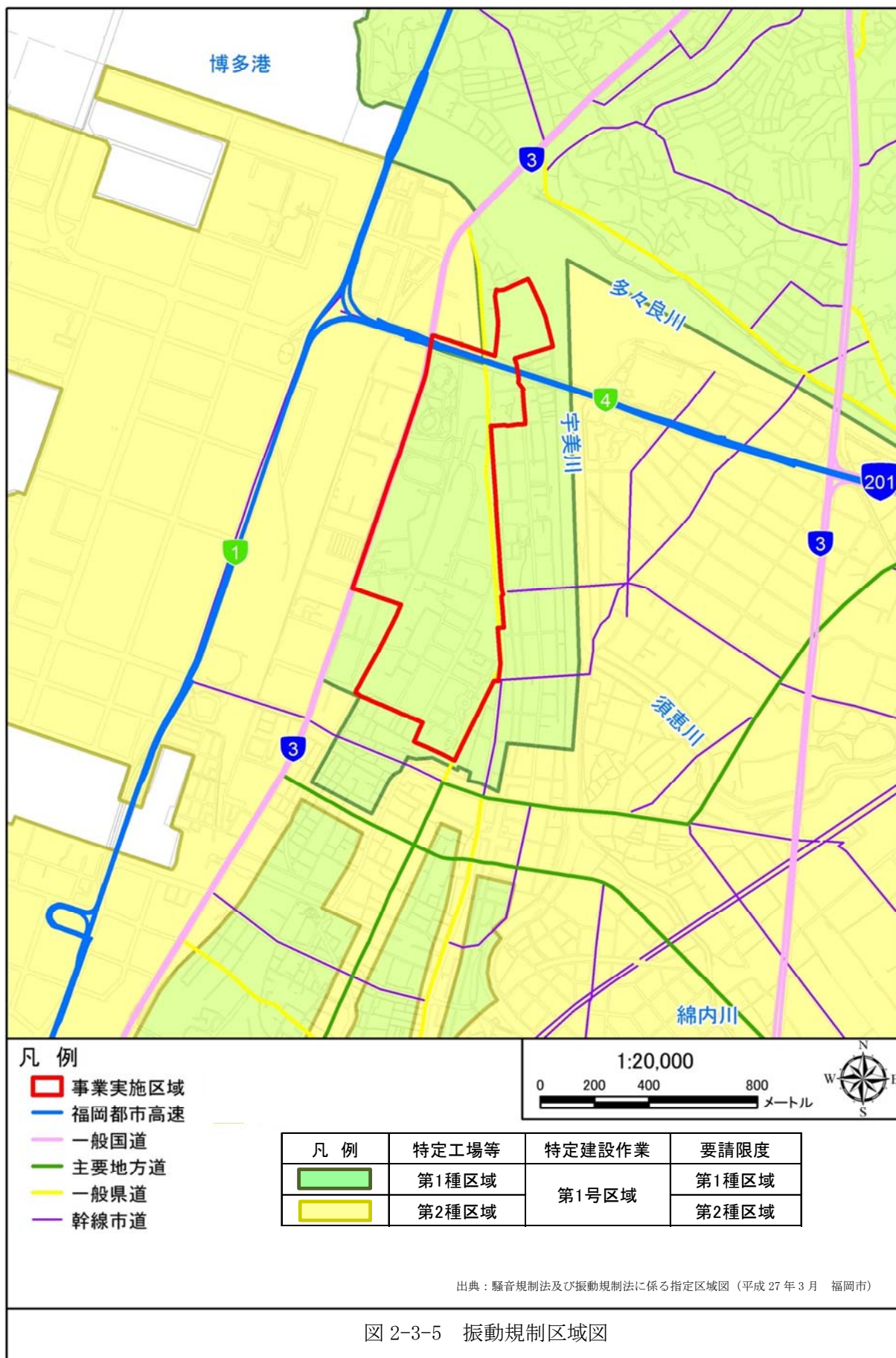


図 2-3-5 振動規制区域図

2.3.6 悪臭に係る規制

「悪臭防止法」(昭和46年6月10日法律第91号 最終改正 平成23年12月14日法律第122号)に基づき、福岡市では市内全域を規制地域に指定し、特定悪臭物質ごとに事業所の敷地境界の基準を定めている。特定悪臭物質の規制基準を表2-3-22に示す。

また、福岡市は、「福岡市悪臭対策指導要綱」(福岡市、平成7年6月1日)を施行し、表2-3-23に示すとおり、悪臭防止法を補完し、必要に応じて臭気指数による指導を行っている。

表 2-3-22 悪臭に係る規制基準
(悪臭防止法施行規則 昭和47年5月30日総令第39号 最終改正 平成23年環令第32号)
(規制基準 福岡市告示82号 最終改正 平成8年福岡市告示4号)

特定悪臭物質	規制基準 (ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.009
イソバレールアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

表 2-3-23 指導基準 (臭気指数)

区 分		指導基準(臭気指数)
敷 地 境 界		10
排 出 口	排出口の高さ 5m以上15m未満かつ 排ガス量が300Nm ³ /分以上	25
	排出口の高さ 5m以上30m未満	28
	排出口の高さ 30m以上50m未満	30
	排出口の高さ 50m以上	33

出典:福岡市悪臭対策指導要綱(福岡市、平成7年6月1日)

2.3.7 土壌汚染対策法による要措置区域の指定に係る基準等

「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号 最終改正 平成26年6月4日法律第51号)に基づく、要措置区域の指定に係る基準及び地下水基準を表2-3-24に示す。

表2-3-24 土壌汚染対策法による要措置区域の指定に係る基準及び地下水基準

分類	特定有害物質の種類	(土壌汚染対策法施行規則 平成14年12月26日環令第29号 最終改正 平成26年環令第29号) 指定基準及び地下水基準			措置の選択の指標	
		土壌溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準	第二溶出量基準	
第一種 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—	0.004mg/L以下	0.04mg/L以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	0.1mg/L以下	1mg/L以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	0.04mg/L以下	0.4mg/L以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下	
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—	1mg/L以下	3mg/L以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下	0.06mg/L以下	
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	—	0.03mg/L以下	0.3mg/L以下	
	ベンゼン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下	
	第二種 (重金 属等 有害 物質)	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下
		六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下	0.05mg/L以下	1.5mg/L以下
		シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと	1mg/L以下
水銀及びその化合物		水銀が0.0005mg/L以下 かつアルキル水銀が 検出されないこと	15mg/kg以下	水銀が0.0005mg/L以下 かつアルキル水銀が 検出されないこと	水銀が0.005mg/L以下 かつアルキル水銀が 検出されないこと	
セレン及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下	
鉛及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下	
砒素及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下	
ふっ素及びその化合物		0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下	0.8mg/L以下	24mg/L以下	
第三種 (農薬 ・ P C B 特 質)	ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000mg/kg以下	1mg/L以下	30mg/L以下	
	シマジン	0.003mg/L以下	—	0.003mg/L以下	0.03mg/L以下	
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下	
	チウラム	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下	0.06mg/L以下	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	—	検出されないこと	0.003mg/L以下	
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	1mg/L以下	

注1)地下水基準:地下水汚染の判定基準(規則別表第1)

注2)要措置区域の指定に係る基準(汚染状態に関する基準):都道府県知事等が要措置区域または形質変更時要届出区域として指定する際の基準

注3)土壌溶出量基準:地下水経路の摂取による観点から定められた基準(規則別表第3)

注4)土壌含有量基準:汚染された土壌の直接摂取による観点から定められた基準(規則別表第4)

注5)第二溶出量基準:措置の選択または決定の判断を行う観点からの指標(規則別表第2)

2.3.8 地下水の採取に係る規制

事業実施区域及びその周囲において、「工業用水法」(昭和31年6月11日法律第146号 最終改正 平成26年6月13日法律第69号)及び「建物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年5月1日法律第100号 最終改正 平成12年5月31日法律第91号)に基づき、地下水採取が規制されている地域はない。

2.3.9 自然環境法令等による指定状況

(1) 自然公園

事業実施区域及びその周囲において、「自然公園法」(昭和32年6月1日法律第161号 最終改正 平成26年6月13日法律第69号)に基づき、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかり、国民の保健、体育および教化に資することを目的として、第10条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園又は同法第41条の規定により指定された都道府県立自然公園はない。

(2) 自然環境保全地域

事業実施区域及びその周囲において、「自然環境保全法」(昭和47年6月22日法律第85号 最終改正 平成26年6月13日法律第69号)に基づき、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域はない。

(3) 鳥獣保護区

事業実施区域及びその周囲において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月12日法律第88号 最終改正 平成26年5月30日法律第46号) 第28条第1項の規定に基づく鳥獣保護区等の指定状況を表2-3-25及び図2-3-6に示す。

表 2-3-25 鳥獣保護区等の指定状況

区分	名称	面積(ha)	指定区分	期限
鳥獣保護区	和白干潟・多々良川河口	291	国	H35.10.31
	福岡市	26,417	県	H28.11.14
特定猟具(銃器)使用禁止区域	多々良川北部	310	県	H28.11.14

出典:平成27年度 福岡県鳥獣保護区等位置図(平成27年9月 福岡県)

(4) 保安林

事業実施区域及びその周囲において、「森林法」(昭和26年6月26日法律第249号 最終改正 平成26年6月13日法律第69号)の規定により指定された保安林はない。

なお、森林地域の指定状況を図2-3-7に示す。森林地域は全て「森林法」第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域である。



図 2-3-6 鳥獣保護区等の指定状況



図 2-3-7 森林地域の指定状況

(5) 風致地区等

事業実施区域及びその周囲において、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号 最終改正 平成 27 年 6 月 26 日法律第 50 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、都市における風致の維持を目的として定められた風致地区を表 2-3-26 に示す。

また、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号 最終改正 平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 12 条に規定され、都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成している特別緑地保全地区を表 2-3-27 に示す。

風致地区及び特別緑地保全地区の指定状況を図 2-3-8 に示す。

表 2-3-26 風致地区の指定状況
(平成27年3月31日現在)

地区名	計画年月	面積 (ha)
名島	昭和45年6月	18.6
松崎	昭和45年6月	22.4
筥崎宮	昭和45年6月	8.2
東公園	昭和52年7月	7.9

出典：都市緑化データベース(国土交通省)

表 2-3-27 特別緑地保全地区の指定状況
(平成27年3月31日現在)

地区名	計画決定年	面積 (ha)
松崎正水	昭和50年2月27日	4.9
箱崎	昭和50年2月27日	2.6
名島城址	平成11年7月1日	1.5

出典：都市緑化データベース(国土交通省)

(6) 景観形成地区

福岡市は「福岡市都市景観形成基本計画」（昭和 63 年 3 月）及び「福岡市景観計画」（平成 24 年 4 月）に基づき、景観形成を重点的に図る地区を「都市景観形成地区」として指定し、各地区の景観形成方針・基準に基づき助言・指導を行い地区内の景観を誘導している。また、地区内においては、建築物の新築等、工作物の新設等、広告物の表示等の行為に際して、建築主などに届出を義務づけており、この届出行為が「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正 平成 27 年 6 月 26 日法律第 50 号）による届出対象行為となっている。

事業実施区域及びその周囲の景観形成地区を表 2-3-28 及び図 2-3-9 に示す。

表 2-3-28 景観形成地区の指定状況

地区名	指定年月日	面積 (ha)
香椎副都心(千早)地区	平成17年4月25日	17.6

出典：福岡市景観計画(平成24年4月 福岡市)



図 2-3-8 風致地区等の指定状況

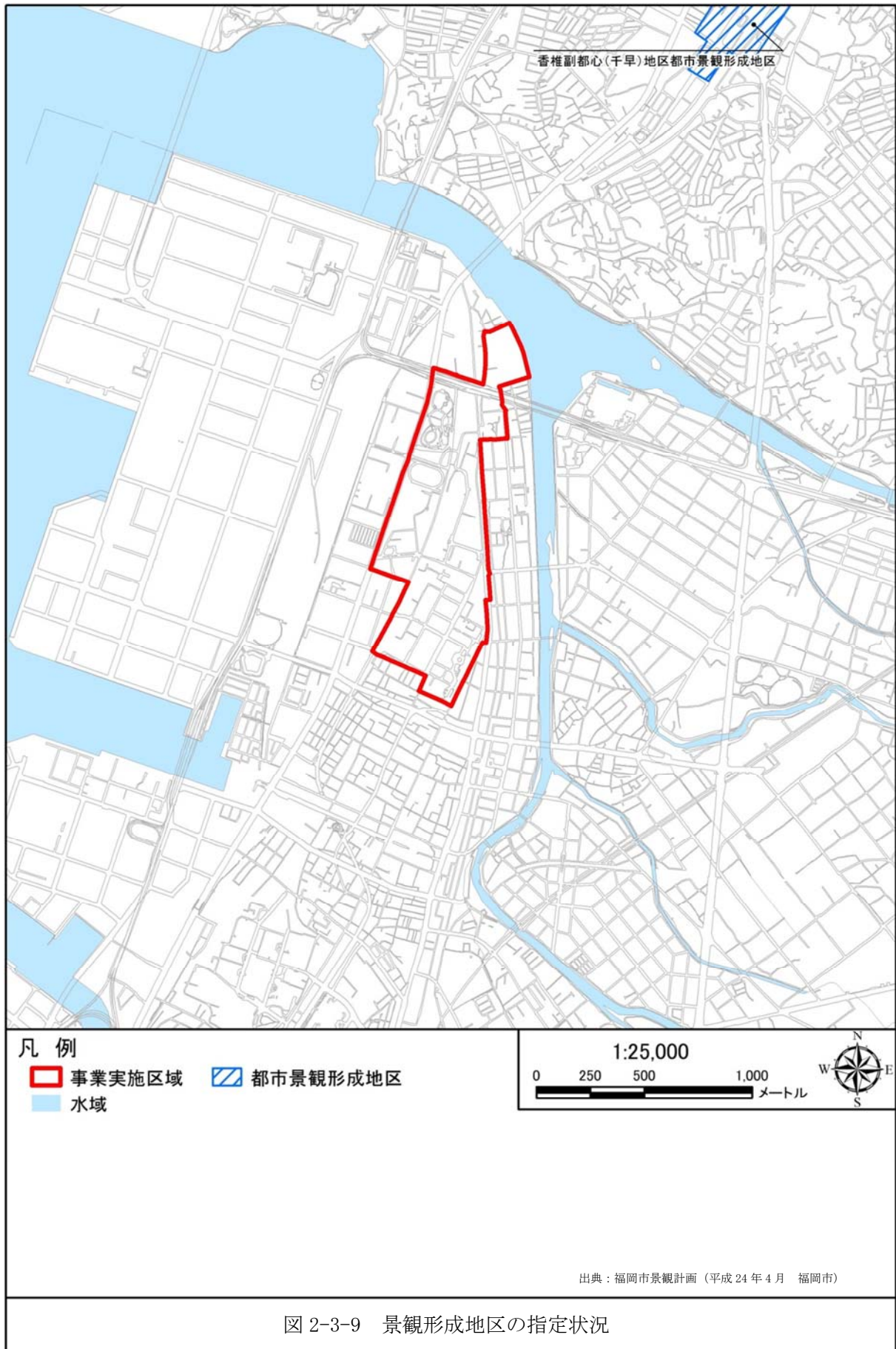


図 2-3-9 景観形成地区の指定状況

2.3.10 文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等

事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号 最終改正 平成26年6月13日法律第69号）、福岡県文化財保護条例（昭和30年4月条例第25号）、福岡市文化財保護条例（昭和48年3月31日条例第33号 最終改正 平成24年3月29日条例第37号）に基づく史跡・名勝・天然記念物等の指定状況は、表2-3-29及び図2-3-10に示すとおりである。

また、箱崎キャンパス内で発見された石積み遺構に関する公表資料（平成28年9月16日、九州大学）によると、事業実施区域の中央図書館南側の地表下約1.3mにおいて、石積み遺構（幅約1.3m、現高約0.9m）が見つかり、この石積みは、南北方向17m以上にわたって直線的に延びていることが確認された。（参考資料6参照）

今後、九州大学が状況把握のために追加調査を実施することとしており、調査結果等を踏まえ、「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）に基づき遺構の取り扱いが決定される予定である。

表 2-3-29 事業実施区域及びその周囲における指定文化財の概要

区分	指定機関	名称	所在地	指定年月日
史跡	国	元寇防塁(地蔵松原地区)	福岡市東区筥松4丁目1、箱崎6丁目8	昭和6年3月30日
	県	枯野塚	福岡市東区馬出5丁目	昭和31年7月28日
天然記念物	国	名島の檣石	福岡市東区名島1丁目名島神社境内及び公有海面	昭和9年5月1日
有形文化財 (建造物)	国	筥崎宮鳥居	福岡市東区箱崎1丁目	昭和30年6月22日
		筥崎宮楼門		明治35年4月17日
		筥崎宮本殿、筥崎宮拝殿		明治40年5月27日
	県	石造九重塔(相輪欠)	福岡市東区箱崎6丁目	昭和35年8月16日

出典：福岡県指定文化財目録(平成27年5月 福岡県教育庁総務部文化財保護課)
平成28年度版 教育要覧(平成28年9月 福岡市教育委員会)

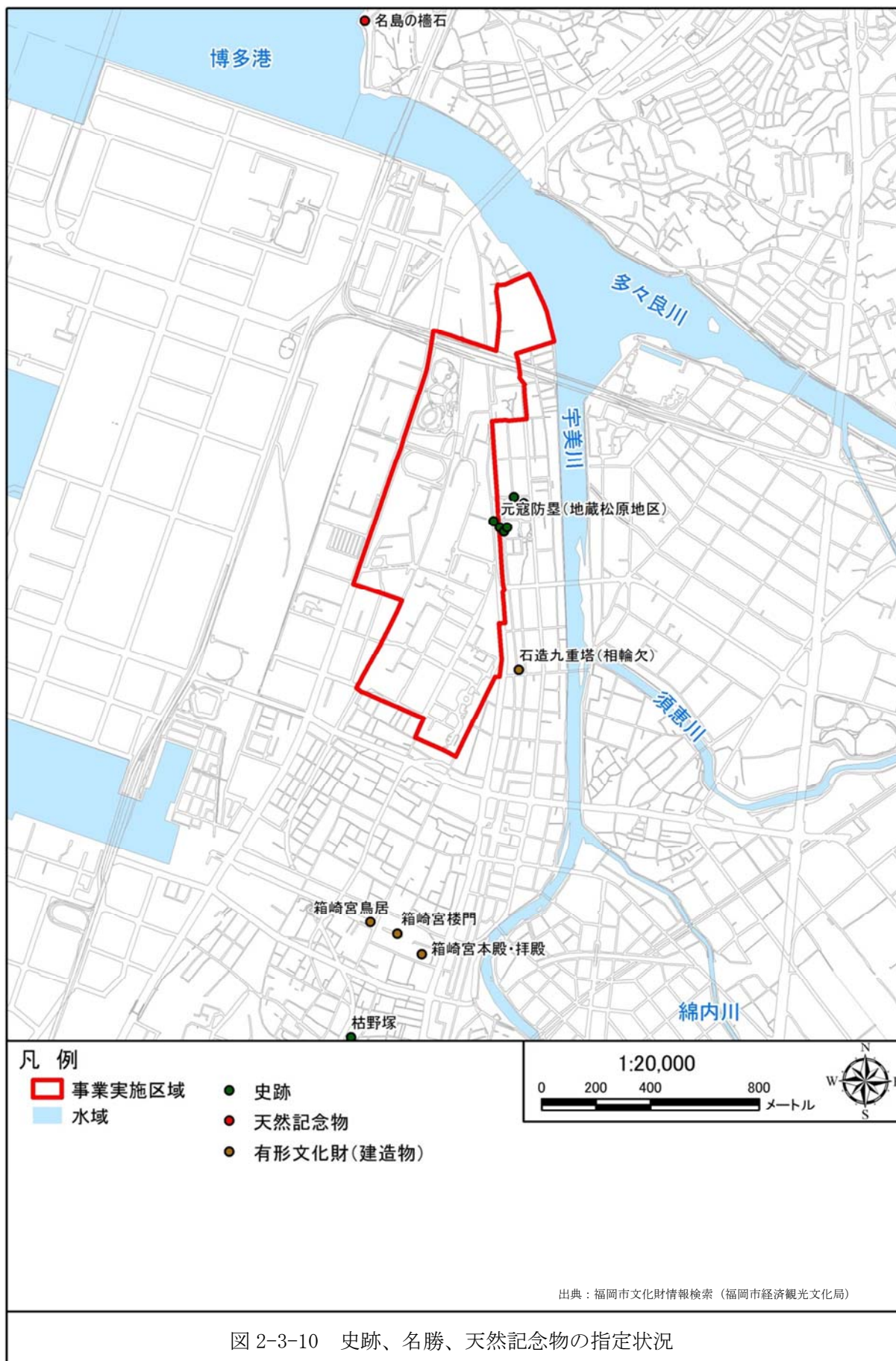


図 2-3-10 史跡、名勝、天然記念物の指定状況

2.3.11 防災関連法令等による指定状況等

(1) 急傾斜地崩壊危険区域

事業実施区域及びその周囲において、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月1日法律第57号、最終改正 平成17年7月6日法律第82号)第3条の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況を図2-3-11に示す。

(2) 砂防指定地

事業実施区域及びその周囲において、「砂防法」(明治30年3月30日法律第29号、最終改正 平成25年11月22日法律第76号)に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として指定した砂防指定地はない。

(3) 地すべり防止区域

事業実施区域及びその周囲において、「地すべり等防止法」(昭和33年3月31日法律第30号、最終改正 平成26年6月13日法律第69号)に基づき、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とした地すべり防止区域はない。

(4) 地震等による被害予想等

事業実施区域及びその周囲において、「津波に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月、福岡県)による津波の浸水予想図(想定震源は対馬海峡東の断層、初期潮位を平均潮位に設定した場合)を図2-3-12に示す。

なお、地震による液状化について、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月、福岡県)によると、各想定地震により違いがあるものの、事業実施区域は、概ね「液状化危険度はかなり低い」に含まれる。



図 2-3-11 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況



図 2-3-12 津波の浸水予想図